

引 渡 仕 様 書

1 引渡場所

秋田県秋田市雄和椿川字山籠40 - 1 秋田県警察航空隊

2 引渡期限

令和 5 年12月27日 (水)

3 引渡条件

- (1) 乙は、法律等の定めるところに従い、乙の責任において安全な方法により、物件を搬出すること。
- (2) 所有権移転の時期は、代金を納付した日とする。
- (3) 代金納付後速やかに領収証書の写しを提出すること。
- (4) 乙は、物件を引き取ろうとするときは、あらかじめ甲にその旨を通知しなければならない。
- (5) 物件の引渡しは、上記引渡場所において行うものとし、乙は甲の立会いを得て、これを上記引取期限内に引き取る義務を負うものとする。
- (6) 物件とともに引き渡す書類は別紙 1 - 別添 3 「引渡書類一覧」のとおりとする。
- (7) 乙が引取期限内までに物件の引取を完了しないときは、甲が特に承認した場合を除き、甲の都合により甲が残存物件を処分することがあっても乙は異議の申立ができない。この場合において、乙は残存物件相当額の返還、その他いかなる請求もできない。
- (8) 本機体に記載されている警察名、警察マーク、日章旗、登録番号、愛称名の表示については、乙の負担において、所有権移転の日から引渡しまでに上記引渡場所にて、外観から判別できないように消去し、その履行状況について別途指定する者から確認を受けること（確認前の引渡しは認めない。）。
- (9) 乙は、前記(8)において消去する前と消去した後の状態を撮影し、甲に提出すること。
- (10) 乙は、甲が必要と認めるときは、いつでも立会いを認めること。
- (11) 機体及び物品の引渡しの際は、受領書を提出すること。
- (12) 乙は、当該業務を遂行するにあたり、常に善良な管理者の注意をもって行い、万一その業務を怠ったことにより、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責めを負うものとする。